

聖籠町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第3条）

第3章 町民と議会との関係（第4条―第8条）

第4章 議会と町長等との関係（第9条―第10条）

第5章 議会及び議会事務局の体制整備（第11条―第13条）

第6章 政務活動費（第14条）

第7章 議員定数・報酬・政治倫理（第15条―第17条）

第8章 最高規範性（第18条）

第9章 見直し手続（第19条）

附則

地方議会は、二代表制のもとで、行政機関の監視、調査及び政策提言機能等を十分発揮し、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。

聖籠町議会（以下「議会」という。）は、町民に選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会（以下「町長等」という。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民の福祉向上と町の活性化促進のために活動します。

また、議会は、合議制の議事機関であり、町民への情報の積極的な公開と共有、そして説明責任の遂行を図り、町民の意思を的確に把握し、自由かつ達な討議を通じて、町民にとって最も有益な結論に導いていく責務があります。

議員は、研さんを積み、町民参加を基本としての町づくりを推進する責務があります。

以上のことから、議会の公平性及び透明性を確保し、「分かりやすい議会開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の負託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

【解説】

地方議会のあるべき姿を踏まえ、聖籠町議会が「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の負託に全力で応えていくようこの条例を制定する理由と決意を述べています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の自主的かつ自律的な運営を実現するための基本的事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉の向上と活力ある町づくりの進展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例の目的は、議会の基本的なあり方を定め、それに基づいた活動を行っていくことにより、町民全体の福祉の向上を目指すことです。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- （1） 町政運営が適切に行われているかを常に監視し、検証し及び評価すること。
- （2） 政策立案及び政策提言に努めること。
- （3） 公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- （4） 町民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に適切に反映できるよう努めること。
- （5） 町民に対し、積極的な情報の公開に努め、説明責任を果たすこと。

【解説】

議会全体としての活動原則について、5つの原則を定めています。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を深め、議案の表決に当たっては自らの賛否の理由を明らかにするよう努めること。
- (2) 議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、町民全体の福祉向上を目指して活動すること。
- (3) 積極的に政策提言、提案を行うよう、政策立案能力を高めること。
- (4) 地域や町政の課題について、町民の多様な意見を政策形成に反映できるよう、自己の資質の向上に努めること。
- (5) 自らの議員活動について、町民に対する説明責任を果たすこと。

【解説】

議員個人の活動原則について、5つの原則を定めています。

第3章 町民と議会との関係

(情報の公開と共有)

第4条 議会は、町民への議会に関する情報の公開及び共有を徹底し、町民が議会に対する意見具申や要請する場の設定など、町民参加の機会を確保するものとする。

2 議会は、本会議、委員会及び議会全員協議会も原則公開とし、その日程及び内容を事前に町民に周知するとともに、審議の過程及び結果について町民に公開し、その共有に努めるものとする。

【解説】

町民参加のまちづくりをするためには、行政や議会の情報が必要です。町民はこれら情報を知る権利があり、議会の情報は町民と共有すべきであることを規定しています。

(態度公表)

第5条 議会は、開かれた議会運営を常に意識し、町政に関わる全ての議案について、議員の賛否を議会だより及びホームページでも公表しなければならない。

【解説】

議会は開かれた議会運営に取り組み、議員個々の意思表示を明確に広く公表することを規定しています。

（町民参加及び町民との連携）

第6条 議会は、住民主権を基礎とする議事機関として議会の活動に関する情報の公開を徹底するとともに、町民に対し説明する責務を負うものとする。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定による参考人制度、公聴会制度及び専門的又は政策的識見等を十分に活用して、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 第1項に規定する責務を遂行する方策として、全議員の出席のもとに町民との意見交換会を少なくとも年1回開催して、町民の意見を聴取して町政に反映するとともに議会運営の改善を図るものとする。

4 町民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

議会の果たすべき重要な責務として、情報公開の徹底と町民に対する説明責任を履行するため、議会と町民がいつでも意見交換することができる意見交換会を設置して、町民参加の機会を設けることを規定しています。

また、参考人制度及び公聴会制度並びに専門的、政策的識見を議会討議に反映させることを規定しています。

（東港立地企業等との意見交換）

第7条 議会は、新潟港東港区に隣接する新潟東港工業地帯に立地している企業等との意見交換の場を設けて、当該企業がもつ専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

2 東港立地企業等との意見交換に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

本町における産業政策に多大な影響をもつ東港に立地する企業と広く意見交換をし、企業の意見を聴取して町政並びに議会活動に反映させることを規定

しています。

(議会広報の充実)

第8条 議会は、町政に係る論点及び争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知するため、「議会だより」を発行する。

2 前項に定めるほか、議会は、情報通信技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行わなければならない。

【解説】

議会だよりのほか、ホームページ、議会中継（ラジオ放送）などにより議会の広報機能の充実を図り、町民の意見の把握に努めることを規定しています。

第4章 議会と町長等との関係

(一般質問及び反問権)

第9条 議会は、町民にとって最善の政策判断ができるよう、町長等と対等な関係で政策論議を行い、緊張関係の保持に努めるものとする。

2 議員と町長等との一般質問の方式については、その論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式により行うものとする。

3 町長等は、議長の許可を得て、議員の一般質問に対して反問することができる。

【解説】

一般質問における一括質問・一括答弁は、町政上の論点及び争点があいまいになる恐れがあり、町民にとって最善な政策判断を行うためには、両者が一定の緊張関係をもちながら、積極的な政策論議を行う必要があります。

これらを明確にしていくために、一般質問は一問一答方式で行うことを規定しています。また、質問等を行う議員に対しても、その質問内容により責任を保持させるために、町長等から議員に対して反問する権利を認め、議員と町長等の間に緊張関係を確保させることを規定しています。

(議事機関の役割)

第10条 議会は、町民を代表し意思決定を行う議事機関として、町長等の町政運営に対する評価及び監視機関としての役割を務めるものとする。

2 請願及び陳情は町民からの政策提案として位置づけ、審査において内容が明らかでないときは、委員会の判断で提出者の意見を聴く機会を設けなければならない。

【解説】

議会は町長等の町政運営に対する評価及び監視機関としての役割を担い、請願及び陳情は政策提案として位置づけ、提出者の意見を聴く機会を規定しています。

第5章 議会及び議会事務局の体制整備

(議長及び副議長志願者の所信表明)

第11条 議会は、議長及び副議長の選挙に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信表明する機会を設けるものとする。

【解説】

議長及び副議長の議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を高めるために志願者の所信表明の機会を規定しています。

(議員研修会の充実強化)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から意見の聴取を図ることなどを内容とする議員研修会を計画的に開催するものとする。

【解説】

議会は、議員研修計画を策定し、広く各分野の専門家を招いた研修会を開催することを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会及び議員の政策形成立案能力を高めるとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備を図るものとする。

【解説】

議会事務局は、議会に関する事務を行い、議会の政策立案能力の向上を補助するため、機能の強化、体制整備を図ることを規定しています。

第6章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第14条 議員は、調査研究及び政策立案等を行うため交付された政務活動費の執行に当たっては、聖籠町議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年聖籠町条例第2号）及び聖籠町議会政務活動費取扱要領の趣旨を理解し、効果的に執行しなければならない。

【解説】

政務活動費は、議員の調査研究及び政策の立案が行われるよう、条例に基づき議員個人に交付するもので、その適正な執行を図ることを規定しています。

第7章 議員定数・報酬・政治倫理

(議員定数)

- 第15条 議員定数は、聖籠町議会の議員の定数を定める条例に定める。
- 2 議員定数の改正は、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。
- 3 議員定数の改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由を付して、議員が提案することを原則とする。

【解説】

議員定数は別途条例で定めています。また、定数改正にあたって考慮すべき事項などを規定しています。

(議員報酬)

第16条 議員報酬、費用弁償及び期末手当（以下「報酬」という。）は、聖籠町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定める。

2 報酬の改正に当たっては、前条第2項の規定を準用する。

3 報酬の改正は、町長の提案や法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由を付して、議員が提案することを原則とする。

【解説】

議員報酬等は別途条例で定めています。また、議員報酬等の改正にあたって考慮すべき事項などを規定しています。

(議員の政治倫理の確立)

第17条 議員は、公の立場を自覚し、町民全体の代表者として責任感をもって、常に政治倫理を保持し、行動しなければならない。

【解説】

議員としての政治倫理と品位の保持について規定しています。

第8章 最高規範性

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会活動並びに議会運営における最高規範であり、この条例の理念に反する議会に関する条例等を制定してはならない。

【解説】

この条例は、議会における最高規範に位置付けられています。議会はこの条例の理念に反する議会に関する条例等を制定できないことを定めています。

第9章 見直し手続

(見直し手続)

第19条 議会は、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、2年ごとにこの条例の目的が達成されているかを検証しなければならない。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、この条例の改正が必要であると認めた場合は、適切な措置を講じなければならない。

【解説】

議会は、常に町民の意見や社会情勢の変化等を勘案して、2年ごとに前文及び第1条に規定されている条例の目的が達成されているかを検証します。